

介護職員等特定処遇改善加算の「見える化」要件について

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたり取組が行われてきましたが、内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」において提示された「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。との方針に基づき、2020年度の介護報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を取得するためには、下記要件を満たしている必要があります。

《福祉・介護職員等特定加算の算定要件》

- 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を取得していること
- 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 処遇改善の取組についてホームページの掲載等による「見える化」を行っていること

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組について、公表します。

なお、「見える化」に向けた取組として、介護サービス情報公開制度および当法人ホームページにより公表しています。

1. 加算取得状況

事業所名	サービス	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
ケアセンター ベタニヤ	訪問介護	加算Ⅰ	加算Ⅱ
横浜市平戸地域ケアプラザ	通所介護	加算Ⅰ	加算Ⅰ

2. 職場環境等要件

	職場環境等要件	当法人の取組
資質の向上 やキャリア アップに向 けた支援	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	年毎に研修テーマを提示、全体研修会を実施、資質向上の機会を提供している。 職員各々の成長段階に応じた外部研修を告示し、受講機会を提供している。
両立支援・ 多様な働き 方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	フレックスタイムによる勤務。 正職員への転換を希望する非正規職員の要件等の基準を整備している。また非正規職員雇用契約書により職務転換制度について通知している。
腰痛を含む 心身の健康 管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故・トラブルに関するマニュアルを整備している。 各拠点において、事故防止委員会を設置、事故・トラブル等の防止・安全対策に努めている。 また、感染症対策委員会を設置、感染症予防対策に努めている。
やりがい・ 働きがいの 醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	毎月実施の施設長会議、リーダー以上の職位者による運営会議、各拠点での部門会議、職員会議において、職務内容、労働環境の改善等について都度検討している。 地域まつりへの参加、近隣小中学校との交流会等を実施している。